

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル

i 学校規模適正化と学校の業務効率化 <学校の業務効率化>

- 学校の業務効率化については、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」の報告（平成28年6月）等に基づき、必要な制度の整備や予算措置も含めた方策を着実に実施。
- 校務支援システムの導入率：
81.6%（平成27年3月31日時点） → 83.4%（平成28年3月31日現在【速報値】）

【平成29年度概算要求における関連事業】平成29年度概算要求額：13.5億円（平成28年度予算額：5.1億円）※関連事業の内数

教育委員会における業務改善の推進体制を強化する

- 重点モデル地域を指定し、業務改善の加速についての実践研究を実施。業務改善ポリシー（KPI含む）を策定し、教員の行う業務の明確化、業務の効率化、勤務時間管理の徹底などに取り組む。
- 業務改善アドバイザーの派遣や、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーン等を実施。

教員が担うべき業務に専念できる環境を確保する

- **学校給食費の会計業務の負担軽減**等に関する実践研究を実施。
- **校務に係る業務分析・標準化、統合型校務支援システムの共同調達・運用のための指針の作成等**

部活動における教員の負担を大胆に軽減する

- 運動部活動に関する**総合的な実態調査・適切な練習時間等に関する調査研究**を実施、その結果を踏まえた**ガイドラインの策定**
- 実践研究を通じた**運動部活動指導者の配置促進**
- 教員の土日の部活動指導手当の引き上げ

長時間労働という働き方を見直す

- 学校経営におけるタイムマネジメントに関する研修プログラム開発事業や、中央研修及び学校組織マネジメント指導者養成研修の研修内容の見直し等を実施

ii エビデンスの提示

- 「経済・財政再生計画 改革工程表」を踏まえ、**教育政策に関する実証研究を推進。**

研究テーマ	実施主体	協力自治体	進捗状況
学級規模等の影響・効果 (学力、非認知能力等)	国立教育政策研究所(東京大学・大阪大学等の所外研究者が参加)	埼玉県、 大阪府箕面市	<ul style="list-style-type: none"> 国立教育政策研究所が東京大学・大阪大学等の所外研究者(教育経済学、教育心理学等)の参加を得て研究に着手。 協力自治体を実施する学力調査における非認知能力等の追加質問項目に関し検討・調整中。
加配教員・専門スタッフ配置の効果分析	国立教育政策研究所等	6都道府県 15市町村	<ul style="list-style-type: none"> 協力自治体の学校に加配教員を配置。 協力自治体の学校における不登校児童生徒の状況及び不登校の未然防止・早期発見等に向けた取組について、調査を実施。
高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析	大阪大学	北海道、大阪府 (及び道内・府内の市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 公募により大阪大学(教育社会学)に委託。 今年度は、全国学力・学習状況調査や協力自治体から提供を受けるデータに関する統計的分析及び、北海道内において高い成果を上げている学校について、フィールド調査を実施。
教員の勤務実態の実証分析 <教員実態調査・労働負荷>	株式会社リベルタス・コンサルティング/東北大学・筑波大学	全国の 小学校400校、 中学校400校	<ul style="list-style-type: none"> 公募により民間調査会社(研究チームは、東北大学(教育行政学)及び筑波大学(精神医学)等から構成。)に委託。 本年10月及び11月に、小学校・中学校各400校に対して、学校質問紙調査及び、当該校の教員の1週間の勤務実態及び労働負荷等に関する調査を実施予定。
教員の勤務実態の実証分析 <ICTを活用した業務改善>	鳴門教育大学	北海道、 北海道江別市	<ul style="list-style-type: none"> 公募により鳴門教育大学(教育情報システム学)に委託。 統合型校務支援システム未配置校にシステムを新たに導入し、導入前・後の業務負担の継時的な変化等を測定、分析。

ii エビデンスの提示

- 全国学力・学習状況調査の個票データについて、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において貸与の在り方について整理を実施。

※ 年度内に貸与のルールを整備するため、引き続き検討。

全国学力・学習状況調査個票データの貸与の在り方について(平成28年8月)のポイント

1. 趣旨・目的について

- 申請者の個票データの利用目的・趣旨が以下のいずれかに該当することを確認。
 - ①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること
 - ②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること

2. データ貸与の方法について

- 申請者から提出される貸与申請書に記載の趣旨、目的、貸与を希望するデータの種類、範囲等の妥当性を専門的観点から審査するため、有識者から構成される審査会を設置。
- 審査結果を踏まえ、貸与の可否を決定。貸与期間満了時や貸与の目的を達成したときには、記憶媒体の返却や中間生成物を含む最終成果物以外のデータの削除を徹底。

3. 貸与するデータの範囲について

- 平成29年度調査に関する実施要領において、個票データの貸与に関する記載を追記。各教育委員会等から同意を得た上で、平成29年度以降の本体調査の個票データについて、来年度から貸与できる体制を整備。